

広島県水道広域連合企業団管理規程第 11 号

広島県水道広域連合企業団契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 26 日

広島県水道広域連合企業団企業長 横 田 美 香

広島県水道広域連合企業団契約規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団契約規程（令和 5 年広島県水道広域連合企業団管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(契約書の作成等)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 契約担当職員は、<u>建設業法（昭和24年法律第100号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事の請負契約をするときを除き、次に掲げる場合においては、前項の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。</u></p> <p>(1) 契約金額が<u>250万円</u>（外国で契約する場合は、<u>350万円</u>）未満である指名競争契約又は随意契約をするとき。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3 契約担当職員は、前項第 1 号又は第 4 号の規定により契約書の作成を省略する場合においても、<u>契約金額が100万円以上である指名競争契約又は随意契約をするときには、請書その他これに準ずる書面（電磁的記録により作成されたものを含む。）を徴さなければならない。</u></p> <p>(履行遅滞による損害賠償)</p> <p>第11条 契約担当職員は、契約の相手方がその責めに帰すべき理由により履行期限までに契約による義務を履行し終らない場合は、契約の相手方に遅延日数に応じ、契約金額（性質上可分の工事、製造若しくは修繕又は物件の買入れの契約において完済した部分又は既納の部分があるときは、その完済した部分を除く部分又は未納の部分に対応する代価に相当する額）につき<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。）</u>で算定した額以上の金額を損害賠償金として納めさせなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(契約書の作成等)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 契約担当職員は、次に掲げる場合においては、前項の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。</p> <p>(1) 契約金額が<u>150万円</u>（外国で契約する場合は、<u>200万円</u>）未満である指名競争契約又は随意契約をするとき。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3 契約担当職員は、前項第 1 号又は第 4 号の規定により契約書の作成を省略する場合においても、次に掲げる場合には、請書その他これに準ずる書面を徴さなければならない。</p> <p>(1) <u>建設工事（広島県水道広域連合企業団建設工事執行規程（令和 5 年広島県水道広域連合企業団管理規程第10号）が適用されるものに限る。）の請負契約をするとき。</u></p> <p>(2) <u>契約金額が50万円以上である随意契約をするとき。</u></p> <p>(履行遅滞による損害賠償)</p> <p>第11条 契約担当職員は、契約の相手方がその責めに帰すべき理由により履行期限までに契約による義務を履行し終らない場合は、契約の相手方に遅延日数に応じ、契約金額（性質上可分の工事、製造若しくは修繕又は物件の買入れの契約において完済した部分又は既納の部分があるときは、その完済した部分を除く部分又は未納の部分に対応する代価に相当する額）につき<u>年14.5パーセントの割合</u>で算定した額以上の金額を損害賠償金として納めさせなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

(前払金に係る契約等の履行遅滞による損害賠償等)

第12条 契約担当職員は、地企令第21条の7第3号若しくは第4号又は地自令附則第7条に規定する経費について前金払をした場合において契約の相手方がその責めに帰すべき理由により履行期限までに契約による義務を履行し終らないときは、前条第1項の損害賠償金のほか、契約の相手方に遅延日数に応じ、支払済の前金払金額（第9条第2項の規定により部分払の支払につき控除した金額がある場合は、その控除した金額を当該前金払金額から控除した金額）につき支払遅延防止法の遅延利息の率で算定した額以上の金額を損害賠償金として納めさせなければならない。

2 契約担当職員は、前金払をした契約を契約の相手方の責めに帰すべき理由により解除した場合において当該前金払金額から既済部分のうち引渡しを受けた部分又は既納部分に対して支払うべき金額を控除して残額があるときは、契約の相手方に当該金額を返還させなければならない。この場合において返還金額につき前金払をした日から返還した日までの日数に応じ支払遅延防止法の遅延利息の率で算定した金額を利息として納めさせなければならない。

3 (略)

(入札保証金の還付等)

第15条 契約担当職員は、次条の規定による公告において次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

(1) 落札者が納付した前条第1項の入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供される担保を含む。）は、落札者が第4条第1項の規定により契約保証金を納付するときはその納付の後に、同条第2項の規定により契約保証金の納付に代えて担保を提供するときはその提供の後に、同条第1項ただし書の規定により契約保証金の納付を免除されたときは契約を締結し、又は契約の履行に着手した後に還付すること。

(2) (略)

(入札の公告)

第16条 契約担当職員は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日の前日から起算し、少なくとも10日前（1件の予定価格が5,000万円以上である建設工事の請負契約にあっては、15日前）に掲示その他の方法をもって地自令第167条の6第1項の公告をしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間は5日までを短縮することができる。

附 則

(前払金に係る契約等の履行遅滞による損害賠償等)

第12条 契約担当職員は、地企令第21条の7第3号若しくは第4号又は地自令附則第7条に規定する経費について前金払をした場合において契約の相手方がその責めに帰すべき理由により履行期限までに契約による義務を履行し終らないときは、前条第1項の損害賠償金のほか、契約の相手方に遅延日数に応じ、支払済の前金払金額（第9条第2項の規定により部分払の支払につき控除した金額がある場合は、その控除した金額を当該前金払金額から控除した金額）につき年14.5パーセントの割合で算定した額以上の金額を損害賠償金として納めさせなければならない。

2 契約担当職員は、前金払をした契約を契約の相手方の責めに帰すべき理由により解除した場合において当該前金払金額から既済部分のうち引渡しを受けた部分又は既納部分に対して支払うべき金額を控除して残額があるときは、契約の相手方に当該金額を返還させなければならない。この場合において返還金額につき前金払をした日から返還した日までの日数に応じ年14.5パーセントの割合で算定した金額を利息として納めさせなければならない。

3 (略)

(入札保証金の還付等)

第15条 契約担当職員は、次条の規定による公告において次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

(1) 落札者が納付した前条第1項の入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供される担保を含む。）は、落札者が第4条第1項の規定により契約保証金を納付するときはその納付の際に、同条第2項の規定により契約保証金の納付に代えて担保を提供するときはその提供の際に、同条第1項ただし書の規定により契約保証金の納付を免除されたときは契約書に印を押し、又は契約の履行に着手した際に還付すること。

(2) (略)

(入札の公告)

第16条 契約担当職員は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日の前日から起算し、少なくとも10日前（1件の予定価格が50万円以上である建設工事の請負契約にあっては、15日前）に掲示その他の方法をもって地自令第167条の6第1項の公告をしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間は5日までを短縮することができる。

附 則

<p>1-4 (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第5条第3項に規定する地方機関（広島水道事務所を除く。）が締結する契約については、<u>令和8年3月31日までの間</u>、法令その他別に定めのあるものを除くほか、構成団体（広島県を除く。）の契約規則又は財務規則をこの規程とみなして適用する。</p> <p>8 (略)</p>	<p>1-4 (略)</p> <p>5 第11条第1項及び第12条第1項に規定する損害賠償金又は同条第2項に規定する利息の割合は、<u>当分の間</u>、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第5条第3項に規定する地方機関（広島水道事務所を除く。）が締結する契約については、<u>当分の間</u>、法令その他別に定めのあるものを除くほか、構成団体（広島県を除く。）の契約規則又は財務規則をこの規程とみなして適用する。</p> <p>9 (略)</p>
---	--

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。